

◇番号：201805

◇研究機関名	北九州市立大学	◇不正の種別	カラ謝金、目的外使用
◇不正が行われた年度	平成 25～29 年度	◇最終報告書提出日	平成 30 年 12 月 27 日
◇不正に支出された研究費の額	10,492,349 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

平成 29 年 3 月 28 日、学生から、通報窓口「カラ謝金」受領の疑いについて相談を受け付けた。

【調査に至った経緯等】

（第 1 期調査）

研究不正問題協議会で検討した結果、学生からの相談を端緒として、大学が機関として職権により本調査を行うことが必要と判断し、調査実施を決定した。

（第 2 期調査）

第 1 期調査中の平成 30 年 4 月 12 日、被通報者である国際環境工学部情報メディア工学科准教授（平成 30 年 10 月 17 日付け懲戒解雇。以下、「元准教授」という。）が研究機材を質店に売却し、売却代金を領得した業務上横領容疑で逮捕されたことを受け、第 1 期調査内容を継承し、逮捕事案を含め精緻な調査を行うため、平成 30 年 4 月 17 日、体制を強化した新たな調査体制を整備し、調査の継続を決定した。

◇調査

【調査体制】

- ・研究不正問題協議会：学長を最高管理責任者として公的研究費不正に係る事案を審議する機関
 - 第 1 期調査（平成 29 年 5 月 30 日設置）：学内委員 7 名、委員以外の意見を聴く学内者 2 名
 - 第 2 期調査（平成 30 年 4 月 17 日設置）：学内委員 8 名、委員以外の意見を聴く学内者 2 名
- ・研究不正調査委員会：研究不正問題協議会が調査を必要と判断したとき設置する調査機関（以下、「調査委員会」という。）
 - 第 1 期調査（平成 29 年 5 月 30 日設置）：学内委員 4 名、学外委員 1 名〔弁護士〕
 - 第 2 期調査（平成 30 年 4 月 17 日設置）：学内委員 4 名、学外委員 2 名〔弁護士・公認会計士〕

【調査内容】

・調査期間

- 第 1 期調査 平成 29 年 5 月 30 日～平成 30 年 4 月 16 日
- 第 2 期調査 平成 30 年 4 月 17 日～平成 30 年 10 月 16 日

・調査対象

- 第 1 期調査
元准教授の採用（平成 25 年 4 月）以降、全ての研究費に係る、平成 25 年度～29 年度に執行した旅費、報酬及び平成 27 年度～29 年度に執行した換金性の高い物品。
- 第 2 期調査
元准教授が平成 25 年度～29 年度に執行した全ての研究費に係る全ての経費
元准教授が平成 25 年度～29 年度に執行した物品（文房具等消耗品と確認される物品は除く）

・調査方法

○ 第1期調査

書面調査（書面による事実確認）

元准教授、学生（8名）へのヒアリング

換金性の高い物品の現物確認（備品台帳記載の型番と現物との照合）

○ 第2期調査

書面調査（書面による事実確認の再確認）

物品確認調査

元准教授へのヒアリング

◇調査結果

【不正の種別】

I カラ謝金

II 目的外使用

【不正の具体的な内容】

I カラ謝金

当該不正については、調査委員会（第1期調査）が実施したヒアリング時に、研究費の執行に関して不正等があった旨の学生からの供述があり発覚したもの。

・動機、背景

元准教授は研究で使用したガソリン代等、自身で立て替えた分の立替払手続きが面倒なため、大学事務局への経理手続きを怠っていた。その補てんをするため、学生に対して研究補助報酬を元准教授の口座に振り込ませた。

・手法

元准教授は学生に対して、従事実態のない研究補助報酬を請求するように指示し、その後学生の学会発表出張の旅費関連に充当するという名目でその研究補助報酬を還流させた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

カラ謝金のうち、研究に使用したと使途を確認できない一部について私的流用があったものと認定。

資金の種別	不正に支出された研究費の額（カラ謝金）	元准教授による私的流用額	不正に関与した研究者数
民間企業との共同研究	77,000円	左記の一部	1人
計	77,000円	左記の一部	1人（実人数 [※] ）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

II 目的外使用

・動機、背景

元准教授は株式投資、先物取引等続け、親族や消費者金融等に借金を繰り返した結果、次第に自転車操業に陥り、借金返済や投資資金に充てるため研究機材の売却を繰り返していたものと公判及び調査委員会ヒアリングにおいて証言をしている。

なお、大学事務局に研究機材を発注依頼した時点では、研究に使用する目的であったが、研究機材を手にした時点で、借金督促に追われていたため横領に至ったと証言しているが、大学納品日当日から数日中に自ら質店に持ち込み売却する行為を長年に渡り繰り返している外形的な事実を踏まえれば、売却を目的として発注を行っていたものと判断した。

・手法

規定に基づき発注された研究機材が納品され、検収を行い、元准教授に研究機材を引き渡した後、研究用途に使用することなく、納品当日から数日中に自ら質店に持ち込み、売却を繰り返していた。質店

は、北九州市内外の複数の質店を利用していた。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

元准教授は株式投資、先物取引等による借金返済や投資資金に充てるため業務上横領を行ったと供述しており、全額私的流用を行っていたものと認定。

資金の種類別	不正に支出された研究費の額（目的外使用）	元准教授による私的流用額	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	3,898,190円	3,898,190円	1人
大学間連携共同教育推進事業	642,553円	642,553円	1人
戦略的情報通信研究開発推進事業	451,440円	451,440円	1人
公益財団からの研究調査助成	277,584円	277,584円	1人
民間企業との共同研究	671,760円	671,760円	1人
大学運営費	4,473,822円	4,473,822円	1人
計	10,415,349円	10,415,349円	1人 (実人数※)

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

I カラ謝金

- ・学生に還流を指示した研究補助報酬 77,000円はカラ謝金であり、研究費が不正に支出されたものと認定。

II 目的外使用

- ・判決により業務上横領が明確となったビデオカメラ等 24点に、経理関係書類・質店売渡証等との照合を基に、所在不明物品に係る調査委員会での調査により判明した 33点を加えた、研究機材合計 57点、大学支払税込価格合計 10,415,349円について、元准教授による目的外使用及び私的流用（業務上横領）があったものと認定。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

I カラ謝金

- ・元准教授が自己の立替分を補てんするためにカラ謝金を指示し、そのカラ謝金を還流させ一部私的流用した行為は、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。また、カラ謝金を防止できなかった要因の一つとして、研究補助従事の計画段階で、その支出予定・財源及び研究補助の従事状況の把握が大学事務局において充分でなかったことがあったと考える。
- ・教員が学生分の出張旅費をまとめて支払った場合でも、教員から、学生分をまとめて支払ったため教員自身に支払うよう申請がなかった場合、学生分の当該旅費を学生に支払う運用を行っていた。このような旅費の運用方式が、教員と学生間において金銭のやり取りを生じさせる原因となり、結果として、不正を生じさせる一つの要因となったものとする。

II 目的外使用

- ・元准教授が研究機材を自身の借金の返済等のために、質店に売却し売却代金を領得した行為は、明白な犯罪行為であり、元准教授の倫理観及び遵法精神が著しく欠如していたものである。他方で、大学における物品の監査・管理体制の不完全さも発生要因になったものとする。定期監査、特に研究費不正の疑いを明示した調査委員会による現物確認調査に対して、元准教授は外形上当該研究機材が存在するよう偽装するため、同型研究機材を自費購入又はレンタルにより大学に持ち込み、監査・調査委員会にこれらを示すことにより、調査を欺いた。これは悪意ある行為であるが、大学が長期にわたりその不正を発見できなかった要因として、個々の物品を特定するシリアルナンバーを登録していなかったなど、物品の監査・管理体制の不完全さがあったものとする。

【再発防止策】

- ・コンプライアンス研修及び研究倫理教育の徹底
 - コンプライアンス研修及び研究倫理教育を以下のように徹底することにより、教職員及び学生への倫理観及び遵法精神を醸成、意識向上を図る。
 - コンプライアンス研修について、受講率が100%に達するまで徹底する。
 - e-learningによる研修については、受講済みの教員に対しても定期的な再受講を義務づける（3年に1度再受講等）制度導入について検討を行う。
 - 研究補助報酬に関わる手続等を含む研究倫理教育を学生に対し実施中であるが、更に徹底する。
- ・研究補助従事者の従事状況確認の強化
 - 研究補助従事者の従事状況確認について大学事務局の関与を以下のように徹底し、カラ謝金不正抑止を図る。
 - 業務前に、教員が研究補助従事申請書を事務局に提出。
 - 業務実施時は、従事者は業務開始前までに「出勤予定届出表」（事務局保管）に記入。当日の業務終了後「勤務実績管理表兼請求書」に勤務実績を記入。
 - 全業務終了後、教員が業務内容・従事時間を確認し「勤務実績管理表兼請求書」を事務局に提出。
 - 事務局は「出勤予定届出表」と「勤務実績管理表兼請求書」の整合性確認後、従事者に報酬を支払う。
- ・旅費支給方法の適正化
 - 教員と学生間において金銭のやり取りが生じない制度を徹底することにより不正発生要因の排除を図る。出張にあたり、学生の自費での支払いが困難な場合は、現行制度で利用可能な、旅行代理店の利用（大学事務局から旅行代理店に旅費支払い）、出張前の概算による旅費仮払申請制度の利用を必須とするよう教員及び学生に周知する。
- ・備品・換金性の高い物品管理体制の強化
 - 備品・換金性の高い物品管理体制を以下のように強化することで、監査時の現物確認調査において、物品等の偽装工作（すり替え行為）を不可能とする。
 - 備品・換金性の高い物品の納品検収時に、事務局職員によりシリアルナンバーを確認し、登録を行い、後日、現物へ備品管理シールを貼付する際に、ナンバーの照合を行う。
 - 換金性の高い物品は、納品時に備品管理シールとは別に「セキュリティシール」（シールをはがすと跡が残る仕様とすることにより売却防止を図るもの。）を貼付し管理を強化。
 - 換金性の高い物品は市場形成等の動向に合わせて随時見直す。
 - 全教員は毎年度、備品・換金性の高い物品を自ら現状確認し、チェックリストを事務局に提出。
- ・公的研究費内部監査の強化
 - これまでの内部監査における備品確認においては、監査対象を直近約1年間としていたため、過年度分や一度監査対象となった備品は監査対象からすり抜けていたが、今後は、取得時期にかかわらず、監査対象者が保有する全期間の備品・換金性の高い物品に監査対象を拡大する。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・関係者の処分
 - 元准教授に対して次の処分等を行った。
 - 平成30年5月15日（平成30年5月2日起訴により） 起訴休職処分
 - 平成30年10月17日 懲戒解雇（退職金不支給）
- ・本件の公表状況
 - 平成30年4月12日 業務上横領被疑事実による教員逮捕に係る記者会見を行うとともに、北九州市立大学ホームページに掲載（氏名公表）
 - 平成30年10月17日 懲戒解雇処分について記者発表を行うとともに、北九州市立大学ホームページに掲載（氏名公表）